

平成18年5月1日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

日 和 貞 憲

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する
当面の取扱（案）に対する意見」

平成16年度厚生年金保険法の改正により厚生年金基金の代行部分の債務は最低責任準備金であることが明確になりました。

また、この改正は退職給付会計に関する実務指針（平成11年9月14日）の「また、凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ばないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える」に該当するものであります。

このことから、本質的な見直しを先送りしている公開草案に強く反対し、「代行部分の債務は最低責任準備金とする」よう退職給付会計基準の早急な見直しを強く要望します。